

ごみ不法投棄対策の取組状況について

廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議

ごみ不法投棄対策の取組状況について

様式 1 - 1

財政的・技術的支援により自治体等の不法投棄対策を促進させる主な施策
(平成18年度実施(若しくは実施予定)事業)

区分の内容

A: 財政的支援、 B: 技術的支援、 C: 制度的支援

No.	府省庁名	区分	事業名	支援対象	事業(支援)概要
1	総務省	A	ごみ不法投棄対策に係る普通交付税措置	市町村	平成18年度普通交付税(清掃費)において、ごみ不法投棄対策に係る経費を措置。 (不法投棄監視員、パトロール車、地域環境対策費)
2	総務省	A	ごみ不法投棄対策に係る普通交付税措置	都道府県	平成18年度普通交付税(衛生費)において、ごみ不法投棄対策に係る経費を措置。 (不法投棄監視員、マニフェスト(産業廃棄物管理票)制度普及員、適正化处理対策会議等委員報償費、産業廃棄物管理票電算化経費、パトロール車)
3	総務省	A	ごみ不法投棄事業に係る原状回復措置に対する財政支援(廃棄物処理法)	都道府県等	廃棄物処理法に基づき、都道府県等が平成10年6月以降に不適正処分が行われた産業廃棄物の支障除去等の代執行を産業廃棄物適正処理推進センターからの資金協力を得て実施する場合、都道府県等が事業に要した経費のうち総務大臣が調査した額につき、80%を特別交付税措置対象として算定。
4	環境省	A、B	産業廃棄物不法投棄事業に係る原状回復措置に対する支援(廃棄物処理法)	都道府県等	平成10年6月以降に不適正処分が行われた産業廃棄物の支障除去等の代執行を行う都道府県等に対し、廃棄物処理法に基づき、技術的な支援を行うとともに、産業界からの出えん協力を得た産業廃棄物適正処理センター基金から事業費の3/4の補助率で財政的支援を行う。
5	農林水産省	A	水域環境総合保全事業	民間団体等	ボランティアや市民団体が行う海と渚の清掃活動に対し民間団体を通じて支援。(支援内容:ゴミ袋、軍手等清掃用品の提供等)
6	経済産業省	A	清掃活動支援事業(不法投棄廃棄物回収事業を含む)	自治体、自治会等	以下の業界団体等は、環境保全を図ることを目的に、市町村等が実施する清掃活動等の取組に対し、資金援助を実施。 日本鉄リサイクル工業会; ・全国の不法投棄車両処理の受け皿として、各自治体と連携して対応。随時実施。 ・北海道の離島における不法投棄車両処理へ協力。11月3日実施。
7	経済産業省、環境省	C	使用済自動車等に係る不法投棄対策支援事業	地方公共団体	あらかじめ指定法人(財団法人自動車リサイクル促進センター)に預託されている自動車リサイクル料金のうち、その処理が必要なくなった特定再資源化等物品に係るリサイクル料金を「特定再資源化預託金」とした財源により、使用済自動車等が不適正に処分された場合に、その支障の除去の措置を講ずる地方公共団体に対し、その費用の8割を上限として支援を行う。
8	国土交通省	A	河川敷、ダム湖周辺及び海岸等の清掃活動に対する支援	直轄管理区域等周辺の自治体、市民団体、学校等	直轄管理区域等周辺の自治体、市民団体、学校などが主催する河川敷、ダム及び海岸等の清掃活動に対して、職員の派遣、軍手等の必要な資材の提供、処分費用の一部又は全部の負担、パンフレット等の普及啓発資料の作成、参加の呼びかけなどの支援を実施。
9	国土交通省	A	河川アドプトプログラムの運営支援	直轄管理区域の維持管理について協定を結んだ市民団体	河川清掃を含めた維持管理について、地域住民参加型で実施する河川アドプトプログラムの運営を支援。
10	国土交通省	A	海域環境創造・自然再生等事業	港湾管理者	港湾区域等において、船舶航行の支障や景観の悪化等の問題を引き起こしている所有者不明の沈没船について、その船舶の処理を補助事業として実施。
11	環境省	A	測量機器貸出事業	都道府県等	管内の地方自治体における不法投棄対策の迅速化・強化を目的とし、不法投棄事案の的確な把握等に資する測量機器の貸出しを実施。
12	環境省	C	路上放棄車処理事業	地方公共団体	路上放棄車を地方公共団体が処理するに際し、路上放棄車処理協力会*に協力要請があった場合に、協力会から地方公共団体に対して当該路上放棄車の処理に要する費用に見合う金額の寄附を行う。 構成員:(社)日本自動車工業会、(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会、日本自動車輸入組合
13	環境省	A	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業	地元住民	国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し国立公園の清掃等の請負業者の展開により、国立公園等管理のグレードアップを図るとともに、我が国の国立公園等における自然環境の保全を平成13年度から推進。

No.	府省庁名	区分	事業名	支援対象	事業(支援)概要
14	農林水産省、国土交通省	B	三水域連携による放置艇対策	港湾管理者、河川管理者、漁港管理者等	港湾、河川、漁港の三水域において、不法投棄される船舶に係る対策も含めた放置艇対策について、「三水域連携による放置艇対策に関する提言」(平成15年8月)等に基づき、港湾管理者、河川管理者、漁港管理者等に技術的助言を実施。
15	環境省	B	不法投棄等事案対応支援事業	都道府県等	産業廃棄物の不適正処理の現場調査や関係法令に精通した専門家集団(支援チーム)を不法投棄現場等に派遣し、都道府県等の職員に早期対応、拡大防止について助言する。
16	環境省	B	不法投棄現場等現地調査マニュアルの作成	都道府県等	(財)産業廃棄物処理事業振興財団において、不法投棄事案における都道府県等の迅速かつ的確な初期対応、対策工を想定した事前調査等に資するマニュアルを作成。
17	総務省	C	産業廃棄物対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告及びその後の改善措置状況等のフォローアップ	都道府県等	産業廃棄物に係る不法投棄等の不適正処理を防止する「カギ」である 委託契約制度の運用の適正化(関係事業者等に対する委託契約制度の法定遵守事項に係る周知・啓発の徹底)、管理票制度の運用の適正化(関係事業者等に対する管理票制度の法定遵守事項に係る周知・啓発の徹底、関係事業者に対し都道府県等が行う研修に対する環境省の所要の支援)及び 都道府県等が行う立入検査の効果的実施(環境省による立入検査様式の見直しやマニュアル等の作成等)について、平成17年10月7日、環境省に勧告し、都道府県等における不法投棄防止対策への取組を支援。 現在、当該勧告に対する環境省の改善措置状況の実施状況をフォロー中。 なお、同勧告においては、不法投棄等の不適正処理の発生を未然に防止する上で重要な課題となる最終処分場の確保について、最終処分場の残余年数がひっ迫している首都圏等の地域を中心として、環境省が公共の関与による最終処分場の設置の促進等のひっ迫の改善方策について、関係都道府県が協調して取り組むよう働きかける等の対策を講ずることも勧告。
18	農林水産省	C	農地と担い手を守り活かす運動	全国農業会議所	・遊休農地の解消や農地の無断転用防止等を図る観点から、「農地パトロール月間」(原則8月～11月)を設定する等して農業委員会による農地パトロールへの集中的な取組を推進。 ・農地の違反転用や不法投棄を防止するためのリーフレットを作成し、市町村等において、これらを活用した違反転用・不法投棄防止に向けた啓発を実施。
19	経済産業省	C	啓発活動支援事業	業界団体等の自主的取組(自治体への支援も含む)	以下の業界団体等は、廃棄物の不法投棄防止、3R推進等に関する自治体等の各種取組への協力を実施。 アルミ缶リサイクル協会; リサイクル活動に対する取組の優秀な団体、個人及び学校を表彰。 日本石鹼洗剤工業会; 「環境月間(5/30～6/30)」に協賛し、地域の環境保全と美化に功労のあった小学生の活動を表彰。
20	経済産業省はじめ8府省	C	リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰	個人、グループ、事業所等	リデュース・リユース・リサイクル推進協議会が、3Rの推進に貢献している個人、グループ及び特に貢献の認められる事業所等を表彰。
21	国土交通省	C	建設リサイクル推進奨励表彰	建設事業者等	東北地方建設副産物対策連絡協議会が、東北地方において建設事業に関わる3Rの推進に率先して取り組み、且つ顕著な実績を上げている者への表彰。
22	環境省	C	容器包装に係る3R推進事業	事業者、NPO、市民団体及び地方公共団体等	容器包装の3Rの更なる推進を図るため、容器包装の3Rに資する優れた取組を対象とした「容器包装3R推進環境大臣賞」事業を実施。
23	環境省	A	不法投棄防止用監視カメラの貸与	都道府県等	「監視カメラ」を、希望自治体に貸与することにより、原因者の把握、不法投棄事案の発生抑制に活用。